

## 中心商業地ゾーン

要素	景観形成基準														
建築物・工作物	形態意匠	①建築物等は、周辺の景観及び街並みと調和する形態・意匠とする。 ②屋根や屋上建築設備、広告物は、建築物と統一感のある一体的なデザインとするなど、軽快なスカイラインを持った景観を形成する。 ③低層部は明るく開放的な意匠とするなど、中心商業地に相応しい景観を形成する。 ④ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、賑わいのある魅力的な景観を形成する。 ⑤小河川に面する敷地では、親水空間の確保や小河川に対して開放的な意匠とする。													
	色彩	①建築物等の色彩は以下のとおりとする。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> ※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦（銅板葺等）等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はベンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。 ②アクセントカラーは、上表の彩度に6を加えた値を上限とする。 ③広告物は、風格のある景観形成に資するよう配慮する。			色相	明度	彩度	0.1R～10R	—	4以下	0.1YR～5Y	—	6以下	その他	—
色相	明度	彩度													
0.1R～10R	—	4以下													
0.1YR～5Y	—	6以下													
その他	—	2以下													
緑化措置等	①低層部は、適度に壁面後退し、植栽スペースを確保したり、生垣やプランターを設置するなど、潤いのある景観を創出する。 ②大規模な施設（延床面積が1000㎡を超えるもの「以下同じ」）では、まとまったオープンスペースを確保するなど、賑わいとゆとりのある景観を創出する。また、当該施設では、シンボルとなる高木を配置するなど、街並みにアクセントをつける。 ③後退部分の仕上げは、歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体感のある空間を形成する。 ④上述のオープンスペースや後退部分においては、オープンカフェとしての活用等により賑わいの創出を図る。														

